

3 赤ちゃんが生まれたら


出産後手続きチェックシート


赤ちゃんが生まれると、祝っていただいたり名前を決めたりと幸せな時間を過ごせますが、必要な手続きが短い期間にたくさんありますので、注意しましょう。手続き忘れがないように、赤ちゃんの出生日を記入後、各手続きの期限日を書き入れて、手続きのスケジュールを「見える化」してみませんか。期限までに、あわてず、確実にいきましょう。

赤ちゃんの出生日

月 日

手続き内容 (終わったら☑を)	期限	期限日	必要なもの (揃えたら☑を)
<input type="checkbox"/> 出生届	生まれた日を含め 14日以内	月 日 まで	<input type="checkbox"/> 出生証明書 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳
<input type="checkbox"/> 健康保険 ※社会保険・共済組合の方は職場で手続きを	生まれた日を含め 14日以内	月 日 まで	<input type="checkbox"/> (保護者の) 本人確認書類(マイナンバーカードや免許証等)
<input type="checkbox"/> 国民健康保険税 (産前産後期間の免除) ※国民健康保険加入者	出産予定日の 6か月前～ 生まれた日の 翌日以降 2年以内まで	月 日 まで	<input type="checkbox"/> (保護者の) 本人確認書類(マイナンバーカードや免許証等) <input type="checkbox"/> 母子健康手帳
<input type="checkbox"/> 児童手当 ※公務員の方は職場で 手続きを	生まれた日の 翌日～ 15日以内	月 日 まで	<input type="checkbox"/> 保護者の加入している医療保険が分かる 資格確認書等の写し(国家公務員共済、 地方公務員等共済の人のみ必要) <input type="checkbox"/> 請求者(保護者)名義の通帳またはコピー <input type="checkbox"/> 請求者(保護者)の個人番号(マイナンバー)がわかるもの
<input type="checkbox"/> 子ども医療証	生まれた日を含め 30日以内	月 日 まで	<input type="checkbox"/> (赤ちゃんの) 資格確認書・健康保険資格取得証明書 ・マイナポータルの健康保険情報画面のいずれか
<input type="checkbox"/> 出産育児一時金 ※社会保険・共済組合の方は職場で手続きを	生まれた日の 翌日～2年以内	月 日 まで	<input type="checkbox"/> (保護者の) 本人確認書類(マイナンバーカードや免許証等) <input type="checkbox"/> 医療機関等から交付される「合意文書」と 「出産費用の領収・明細書」 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 銀行口座がわかるもの
<input type="checkbox"/> 国民年金 (産前産後期間の免除) ※第1号被保険者の方	期限なし	月 日 まで	<input type="checkbox"/> (保護者の) 本人確認書類(マイナンバーカードや免許証等) <input type="checkbox"/> 母子健康手帳

3 赤ちゃんが生まれたら

① 出生届

赤ちゃんが生まれたら、生まれた日を含めて14日以内に出生届を提出してください。
時間外に提出される場合は、後日母子健康手帳などの必要なものを持ってきてください。

〈届出先〉

届出人の所在地、出生地、子の本籍地のいずれか

〈必要なもの〉

・出生届 ・出生証明書 ・母子健康手帳

※児童手当の申請に関しましては、P11「⑧児童手当」を参考にしてください。

※赤ちゃんのマイナンバーカードは、出生届提出時に申請することができます。

詳しくは市ホームページ（特急発行について）をご確認ください。



戸籍に関する届出



特急発行について

■ 問い合わせ先 総合窓口センター 受付・サービス担当 ☎ (580) 1842

② 国民健康保険の手続き

国民健康保険加入者は、生まれた日から14日以内にお子さんの加入手続きを行ってください。

〈必要なもの〉（保護者の）本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）

■ 問い合わせ先 国保年金課 国保年金担当 ☎ (580) 1846

※社会保険加入者は勤務先の担当へ問い合わせてください。

③ 国民健康保険税の手続き（産前産後期間の免除）

国民健康保険に加入している出産（予定）者の方は、出産（予定）日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間）、国保税が免除される場合があります。

必要書類を持参のうえ、担当課までお越しください。

※妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です。

〈必要なもの〉

・届出される方の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）
・出産（予定）日が確認できる母子健康手帳等



オンライン申請用

■ 手続き・問い合わせ先 国保年金課 国保年金担当 ☎ (580) 1846

※社会保険加入者は、勤務先の担当へ問い合わせてください。

④ 国民年金（産前産後期間の免除）

国民年金第1号被保険者の方は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除となります。該当の方は下記の必要書類を持参のうえ担当課までお越しください。

〈必要なもの〉

・届出される方の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等） ・母子健康手帳

産前産後免除期間として認められた期間は、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

■ 問い合わせ先 国保年金課 国保年金担当 ☎ (580) 1848

⑤ 出生育児一時金

国民健康保険に加入している人が出産した場合、世帯主に支給されます。

〈支給額〉

◇50万円（産科医療補償制度加入分娩機関での在胎週数22週以降の出産）

◇48万8千円（在胎週数12週以降での死産や流産、海外出産など）

直接支払制度を利用しなかった場合と、直接支払制度を利用し出産費用が出産育児一時金の額に満たない場合は、支給申請を市で受け付けます。

〈必要なもの〉

- ・本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）
- ・直接支払制度合意文書
- ・印鑑
- ・出産費用の明細書、領収証
- ・振込先の銀行口座がわかるもの

■ 手続き・問い合わせ先 国保年金課 国保年金担当 ☎ (580) 1952

※社会保険加入者は、勤務先の担当へ問い合わせてください。

⑥ 子ども医療費支給制度

お子さんが入院や通院されたときの医療費を助成する制度です。助成を受けるには医療証が必要です。生まれた日から30日以内に手続きをしてください。

※手続きが遅れると申請の前月末までの医療費助成が受けられなくなりますので、30日以内に間に合わない場合はご相談ください。

〈対象者〉

大野城市に住所があり、健康保険に加入している中学3年生までの子ども

※生活保護受給者、ひとり親家庭等医療・重度障がい者医療を受けている人は対象外。

〈本人負担額〉

◇0歳～中学生・・・無料（入院・通院）

※医療機関から処方された薬剤も無料

※入院時の食事代・居住費・健康診断・予防接種などの本人負担、

および医療保険の適用を受けない費用については本人負担になります。

※補そう具も助成の対象になります。

〈必要なもの〉

- ・お子さんの名前が記載された資格確認書
- ・健康保険資格取得証明書
- ・マイナポータルの健康保険情報画面 のいずれか

※資格確認書の発行まで時間を要す場合は、資格取得証明書にてお手続きください。

■ 手続き・問い合わせ先 国保年金課 医療担当 ☎ (580) 1847



3 赤ちゃんが生まれたら

⑦ 未熟児養育医療給付制度

未熟児（出生時体重が2,000g以下または生活力が特に薄弱）で、医師が入院養育を必要と認める1歳未満の赤ちゃんを養育している人に対し、指定した医療機関における医療費の自己負担について公費助成する制度です。

各種医療保険の適用がある場合には、医療保険各法が優先して適用されますので、その給付の残額（自己負担分）について、養育医療を給付します。

保険適用以外の衣類代、おむつ代等は保護者負担となります。

〈対象者〉

次のいずれかに該当する赤ちゃん

◇出生時体重が2,000g以下の赤ちゃん

◇生活力が特に弱く医師が入院養育を必要と認めた赤ちゃん

〈申請の期限〉

医療の給付が必要になった日から30日以内

〈必要なもの〉

- ・養育医療給付申請書 ・養育医療意見書（主治医が記入したもの） ・世帯調書
 - ・マイナ保険証（資格確認書でも可） ・子ども医療証（原本） ・委任状
 - ・出生連絡票（兼低体重児出生届） ・マイナンバーが確認できるもの（必要に応じて）
- ※詳しくはHPを確認するか、お問い合わせください。



■ 問い合わせ先 こども家庭センター 母子保健担当 ☎ (580) 1978

⑧ 児童手当

支給対象となる児童（施設入所などの児童を除く）を養育している人は、児童手当が受けられます。誕生日の翌日から数えて15日以内に申請してください。

※手続きが遅れると遅れた月分の手当が受けられませんので、ご注意ください。

※公務員の方は勤務先から支給されますので、勤務先に申請してください。

〈支給対象〉

高校生年代まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童

〈支給額〉

◇3歳未満・・・・・・・・・・第1子、第2子1.5万円 第3子以降3万円（月額）

◇3歳以上高校生年代まで・・・第1子、第2子1万円 第3子以降3万円（月額）

※「第3子以降」とは、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

〈支給月〉

年6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）

※原則、支給月の前月までの2か月分をまとめて支給します。

〈必要なもの〉

- ・請求者の加入している医療保険が分かる資格確認書等の写し（国家公務員共済、地方公務員等共済の人のみ必要）
- ・請求者名義の通帳等または写し ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの



■ 手続き・問い合わせ先 子育て支援課 子育て支援担当 ☎ (580) 1862